

令和3年第3回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和3年9月 7日  
本日の会議 令和3年9月22日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	7番 内村博法議員
8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員	10番 岩永政則議員
11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員	13番 吉岡清彦議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

6番 安部都議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	富永正彦君	議事課 長	青田浩二君
係 長	江口美和子君	主 査	山田傑君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	勝本真二君	総 務 部 長	日名子達也君
企画財政部長	森川寛子君	建設産業部長	山口新吾君
住民福祉部長	栗山浩二君	健康保険部長	志田純子君
水道局長	田中一之君	会計管理者	宮崎伸之君
教育次長	山本昭彦君	秘書広報課長	中村元則君
契約管財課長	和田弘君	政策企画課長	荒木隆君
財政課 長	木須紀彦君	産業振興課長	川内佳代子君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分  
閉会 11時40分

令和3年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和3年9月22日（水）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	45	押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	※総務
2	46	長与町開発行為に関する条例	※産業
3	47	令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）	※総務 ※産業
4	48	令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総務
5	49	令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
6	50	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※総務
7	51	令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
8	52	令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産業
9	53	令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産業
10	54	令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務 ※産業
11	55	令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
12	56	令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
13	57	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
14	58	令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
15	59	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産業
16	60	令和2年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
17	61	令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
18	62	町道路線の認定について	※産業
19	65	令和3年度長与町一般会計補正予算（第7号）	
20	発委3	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	

日程	議案番号	件名	備考
21	—	議員派遣の件	
22	—	委員会の閉会中の継続審査・継続調査申し出	
23	—	会議録署名議員の追加指名	

※付託された委員会

**○議長（山口憲一郎議員）**

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

**○9番（金子恵議員）**

それでは報告いたします。審査日は9月10日。安部委員、金子以外全員出席の下、説明員として関係所管管理職、その他関係職員の出席の下、議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の審査を行いました。提案理由として、町民等の行政手続に係る負担の軽減及び利便性の向上を図るとともに、将来的な行政デジタル化を見据えた体制整備に当たり、押印などの廃止については不可欠であることから、全庁の手続きを対象とした押印廃止などが主なもの、以上の説明がありました。主な質疑として、質疑、押印廃止を行わず、押印が存続するものにはどのようなものがあるか。保証人、連帯保証人に関わるものや、医師や医療機関、相続人、委任行為、金融機関による押印は残るとの答弁でした。次に、今まで押印を求めていたもので本人確認の方法は考えているかの質疑に対し、現在でも窓口ではマイナンバーや運転免許証で本人確認を行っているという答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

**○議長（山口憲一郎議員）**

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第46号長与町開発行為に関する条例を議題とします。

ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

**○12番（河野龍二議員）**

それでは、産業文教常任委員会に付託された議案の審査結果について報告いたします。

審査日は令和3年9月10日から15日、委員全員出席の下、関係管理職並びに職員を招き審査を行いました。まずは議案第46号長与町開発行為に関する条例についての審査結果について報告いたします。提案理由の主な内容は、町内の開発行為は、長与町土地開発に関する条例及び長与町開発行為等指導要綱で指導等を行っているが、協議が整ったあとの手続きの定めが無いなど不十分であったことから、実務上の手続きの整理を図り、手続要件を明確にした条例を整備するもの。附則では、令和4年1月1日から施行し、本条例の施行に伴い長与町土地開発に関する条例は廃止する。以上のような説明を受け、審査を行いました。主な質疑では、質疑、第4条の町長との協議で「その他規則で定める行為」とあるが、その他規則とはどの行為を想定しているのかに対し、答弁では、現行条例にある適用範囲第3条2号から5号について施行規則で定めている。質疑、今まで以上の制限があるのかに対し、答弁では、新たな制限の追加や制限のレベルを上げることは考えていない。質疑、目的に自然環境の保護と明文化されているが、メガソーラーのような山間部の開発なども想定しているのかに対し、答弁では、太陽光発電の設置だけでは開発行為に当たらない、山林を基盤整備するなどして土地の形状を変更するような行為であれば開発行為に当たる。質疑、同様の条例について、他の自治体では開発許可条例となっている所もある。開発許可としない理由があるのかに対し、答弁では、許可は行政処分となる、本町には許可の権限が無いいため許可の文言は使えない。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第46号長与町開発行為に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○9番（金子恵議員）

それでは議案第47号について報告をいたします。議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）の提案理由として、歳入の主なものは普通交付税の令和3年

度の額の確定による増額。歳出の主なものは水道局3階の空調機修繕費や、介護する家族がコロナに感染し要介護者が濃厚接触者となって自宅に取り残された場合の緊急ショートステイ事業補助金など。地方債補正では臨時財政対策債の発行可能額の確定により起債限度額の増額をした。以上の説明がありました。主な質疑として、総務部では、水道局の3階の管理は水道局ではないのかという質疑に対し、水道局建物の2階部分は水道局が管理しているが、3階は通常役場が使用しているので費用負担などについては按分しているとの答弁でした。健康保険部につきましては、緊急ショートステイは国の統一した基準に基づくものか。何名を想定しているのかという質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の町独自の対策である。5名分を計上しているとの答弁でした。また、このような事例はあったのかという質疑に対し、2件ほど直前までいったが、受け入れまでは行っていないという答弁でした。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

○議長（山口憲一郎議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）の産業文教常任委員会所管分についての報告をいたします。提案理由、主な内容については、建設産業部産業振興課では、令和3年度県営事業で行われている藤の棟地区溜池耐震補強工事の事業費が増額されたため町負担分を増額補正するもの。土木管理課では、地方債補正で急傾斜地管理事業の起債限度額を1,000万円追加し、歳入の町債、土木債に同額を追加。歳出の急傾斜地管理費で同額を一般財源から地方債へ財源組替。空き家対策費で、平成29年度に空家等実態把握調査を行ったが、4年経過しており再度空家の状況などを把握するための調査委託料を計上するもの。以上のような説明を受け、審査を行いました。主な質疑では、産業振興課では、質疑、藤の棟溜池耐震補強工事が増額になった理由はに対し、答弁では、溜池には溢れる水を逃すための洪水吐けがあるが、この洪水吐けのひび割れ補修の延長について当初20メートルで想定したが140メートルに延び、工事費用が増額となった。土木管理課では、質疑、急傾斜地管理事業とはどのような事業かに対し、答弁では、整備済みの急傾斜地の維持工事で、新たに急傾斜地を整備するものではない。質疑、空き家対策費の調査は入札で業者を選定するのか。それとも以前調査した業者を使うのか。また調査期間、スケジュールはに対し、入札を行う。空家等対策計画を1月には作成したいので、予算が通り次第、業者選定し調査を行いたい。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから産業文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第48号令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第7、議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○9番（金子恵議員）

それでは総務厚生常任委員会に付託されました議案第48号から51号までの報告を行います。議案第48号令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、主な内容として、歳入歳出それぞれ152万2,000円を追加するもの。歳入は繰越金を計上。歳出では、備品購入費81万円は料金計算タイムレジの老朽化により新たに購入するためのもの。また、一般会計へ71万3,000円を繰り出すというものでした。主な質疑として、昨年決算ではタイムレジはリース契約になっていたが、購入することになった理由は何かとの質疑に対し、リースの場合で5年、年額17万3,000円、総額86万円ほどになることから比較した結果、購入することにしたという答弁でした。次に、今後の保守点検はどうなるのか、見通しはどうかの質疑に対し、保守点検5年分がバックになっており、その分に対応するとの答弁でした。自動で徴収するシステムがあるが、人件費が主であることから、今後、研究検討が必要ではないかの質疑に対し、今後の運営については収支を含め検討している。老人福祉センターが建て替え時期ということもあり、今後検討するとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第49号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について報告を申し上げます。提案理由として、歳入歳出それぞれ1億869万5,000円を追加するもの。歳入は6款1項1目繰越金の額が確定したため1億869万5,000円を計上。歳出は収支の調整として同額を8款1項1目予備費に計上している。以上の説明がありました。特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全

会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第50号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。提案理由として、歳入は決算に伴う繰越額が確定したため4款1項1目繰越金に93万5,000円を増額計上。歳出は2款1項1目後期高齢者医療広域連合給付金、令和2年度の繰越金のうち、出納整理期間に収納した保険料納付金として後期高齢者医療広域連合に納付するもので、同額を計上した。以上の説明がありました。こちらにも、特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。提案理由として、今回の補正は、保険事業勘定では歳入歳出それぞれ1億9,767万5,000円を追加し、補正後の総額を31億203万9,000円とし、介護サービス事業勘定では歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加し、補正後の総額を3,159万円とするものとの説明がありました。こちらにも、特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第48号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第49号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第51号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第48号令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第49号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第50号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第52号令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第53号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

#### ○12番（河野龍二議員）

それでは議案第52号令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の審査について報告いたします。提案理由、主な内容については、収益的収入及び支出では、機構改革に伴う負担金の増額による水道事業収益の増額533万9,000円、人事異動に伴う職員給与の減額による水道事業費用の減額454万6,000円。資本的収入及び支出では、固定資産の処分に伴う国庫補助金返還金の増額による資本的支出の増額4万1,000円、議会の議決を経なければ流用することができない経費では、人事異動に

伴う職員給与費の減額454万6,000円、以上の説明を受けました。主な質疑では、質疑、負担金の増額の内容はに対し、答弁では、水道課と下水道課の統合により課長職が1名になり、給与を折半するため受け入れ負担金が増額した。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして議案第53号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の件の審査結果を報告いたします。提案理由、主な内容では、収益的収入及び支出では、機構改革に伴う負担金の増額及び人事異動に伴う職員給与の減額による下水道事業費用の減額991万4,000円。資本的収入及び支出では、人事異動に伴う職員給与費の増額による資本的支出の増額744万7,000円。議会の議決を経なければ流用することができない経費では、人事異動に伴う職員給与費の減額780万6,000円、以上の説明を受けました。特記すべき質疑はなく、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第52号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第52号令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第53号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○9番（金子恵議員）

それでは議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、総務厚生常任委員会に付託されました部分の報告を行います。提案理由として令和2年度歳入歳出の決算状況は、歳入は約192億円で41.2%の増加、歳出は約181億円で42.3%増加し、歳入が歳出を上回ったことから歳入歳出差引残高は約11億円。地方債残高は約1億6,000万円減少した。歳出増加の主な要因は新型コロナウイルス感染症対策などによるものであるなど、所管ごとに事項別明細書において詳しく説明を受けました。主な質疑として、企画財政部においては、質疑、減収補填債、法人事業税交付金が新たに設定された理由は何かの質疑に対し、減収補填債とは地方税の収入が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行が許可される特例の地方債。法人事業税交付金は新たな交付金で、令和元年10月1日から適用される税制改革等に絡み、県税である法人事業税の7.7%分を市町村に交付する制度に変わったことに伴い交付されたものであるとの答弁でした。減債基金積立金は高田南土地区画整理事業等での今後の負担などに対応するためということだが、どの程度まで積み立てる予定かとの質疑に対し、高田南土地区画整理事業だけではなく、新図書館、公共施設の整備更新など、起債という形での整備が想定されていることから積み立てた。明確な目標値を設定したものではないとの答弁でした。質疑、予備費は想定しなかったものに対して支出するものだが、各課から申請が来たときに財政担当課としての基準はあるのか。答弁、緊急を要するものであることが大前提であり、必要不可欠であるもの、理解できる内容であること。また金額などについても精査し、充用している。次に、クラウドソーシングセミナー開催は実際の活用につながったのかの質疑に対し、実施後のアンケートでは実際に取り組みたいと答えた人が9割、1か月後の調査では実際に取り組んだという人が6割いたとの答弁でした。次に水道事業会計補助金は新型コロナウイルス感染症対策ということだが内容は何かの質疑に対し、水道、下水道の使用開始、廃止の手続きを窓口で行っているが、対面の機会を減らし利便性を高めるため、パソコンやスマートフォンから手続きができるようシステムの改修を行ったとの答弁でした。次に徴収するに当たりコロナ禍であることから影響というのがあると思うがどうかの質疑に対し、状況を確認し、分割納付、一括納付などの交渉をする。一時的に厳しい人については納税の緩和措置を講じた上で徴収を行っているとの答弁でした。固定資産管理システムの具体的な内容は何かの質疑に対し、今回導入した固定資産管理システムは、地籍図の管理に加えて路線価図等もデータとして重ねられるような設定をしている。また、土地の評価をする際に画地計算法の計測結果、評価の情報なども保存ができるシステムを導入したという答弁でした。次

に総務部に関しましては、質疑、産業医への依頼内容はどのようなものかに対し、職場の環境整備のため各課を回り、確認、アドバイスを受けている。そのほか長時間勤務、長期休暇の職員や希望者には個別に面談を実施している。また、会議に出席をしてもらうなどの役割を担っているとの答弁でした。産業医によるコロナ対応への助言はあったのかの質疑に対し、窓口業務におけるパーテーションの設置の確認、業務の取り組みについて助言をもらったとの答弁でした。次に質疑として、長与駅コミュニティホールの使用制限はあるのかに対し、営利目的、宗教目的、政治目的で使用する場合は断っているとの答弁でした。次に危機管理専門員の業務内容は何かの質疑に対し、消費生活相談、行政対象暴力、不当要求行為に対する対応及び指導、助言を行っている。また、各種団体から要請を受け消費生活の出前講座なども実施しているとの答弁でした。次に質疑として、洪水ハザードマップを確認すると危険な避難所があるがどのように考えているのかの質疑に対し、浸水想定区域の中に入る避難所がある。今後、災害の規模や種類に応じて避難所の開設については考えている。また、国の方からも分散避難という考え方が重要視されている。垂直避難や親戚、友人宅に避難する縁故避難など様々な形がある。今後、周知を図っていきたいとの答弁でした。続きまして住民福祉部に関しましては、質疑、何年前に「コンポスト跡地のモニタリングをしているがメタンガスもそろそろ収まる」という話であった。まだ終息が見通せない状況なのかに対し、当時は換気をすればメタンガスが抜けるものと考えていたと思う。今でも抜いてはいるが、中で嫌気性菌によりメタンガスが出ているものと考えている。これがいつ終息するか見通せない状況であり、今後も管理していくとの答弁でした。し尿処理委託料の内訳は何かの質疑に対し、人件費がおおよそ3,200万円、車両の修理代、燃料費などが450万円、消耗品費が50万円、その他諸経費が掛かっているとの答弁でした。次に行旅病人死亡人取扱費負担金の内容は何かの質疑に対し、行旅死亡人1名が発見され警察から通報を受けた。その後、町で火葬、埋葬した。費用については取扱法に基づき県に請求したという答弁でした。次に民生委員児童委員協議会運営補助金が昨年と比較すると2分の1以下になっている。活動実態を把握しての金額になっているのかの質疑に対し、コロナ禍で思ったような活動が十分にできない状況だった。研修等は開催できず、事業費が十分に使えなかった状況を踏まえ、実績に応じて補助を減額したとの答弁でした。次に児童虐待の状況はどうなっているのかの質疑に対し、欠席などは連絡が学校からある。また、気になる家庭はこども政策課に訪問して欲しいという依頼がある。ほか、傷痕がある場合、保育園などから連絡があり、こども政策課の方で対応するという場合もある。それぞれのケースによって対応しているとの答弁でした。次に保育園運営費補助金の補助基準はあるのかの質疑に対し、園の定員数と子どもの年齢によって公定価格が定められていて、それにより補助金の金額が変わってくるとの答弁でした。次に健康保険部におきましては、質疑、コロナ禍の中、後期高齢者健康診査は行われたのかに対し、通常どおり実施した。集団検診については密を回避するため1回の人数を減らし行ったとの答弁

でした。次に町と保健所の役割分担はどうなっているのかの質疑に対し、陽性者が出た場合は保健所が一括管理をしている。町にはどういう状況か、いつから症状が出たか、濃厚接触者が何人いるかなど個人情報以外の情報が入ってくるとの答弁でした。会計課につきましては特記すべき質疑はありませんでした。次に議会事務局に関しましては、会議録作成の流れはどうなっているのかの質疑に対し、音声をインターネットのシステムに繋げ、その後戻ってきたものを第1段階でパートに作成してもらい、その後職員で修正を3回程度行い会議録が作成される流れになっているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、産業文教常任委員会所管分についての審査結果の報告を行います。提案理由、主な内容では、建設産業部産業振興課では農業振興費に7,863万7,646円。商工振興費に5億7,934万9,349円。キャッシュレスポイント還元事業や営業時間短縮協力金、プレミアム商品券の発行などへの支出。土木管理課では町道維持補修工事費に1億2,521万1,897円、公園整備工事費に7,063万7,000円、町営住宅補修工事費2,547万500円などの支出。都市計画課では高田南土地区画整理事業特別会計への繰出金4億2,208万6,411円。街路事業費では委託料、工事請負費、補償、補填及び賠償費なども含め3億1,813万937円などの支出。教育委員会では小学校費工事請負費では北小学校校舎外壁改修工事のほか、情報通信ネットワーク整備工事費などに1億6,150万2,540円。備品購入費ではタブレット購入費用などに1億2,344万4,150円。中学校費工事請負費では情報通信ネットワーク整備工事費などに4,511万5,730円。備品購入費ではタブレット購入費用などに5,932万4,496円などの支出。生涯学習課では電子図書館システム使用料など図書館費5,826万2,008円、長与三彩窯跡関連の宅地及び山林4,710.23平方メートルの用地購入費2,500万円などの支出。農業委員会では農業委員報酬318万1,000円、農地利用最適化推進委員報酬201万6,000円などの支出、以上のような説明が行われ質疑を行いました。主な質疑では、建設産業部産業振興課では、質疑、ふるさと納税サイトの利用料が増額しているが内訳はに対し、答弁では2か所のサイトの利用で楽天が325万8,931円、ふるさとチョイスが343万2,817円となっている。質疑、キャッシュレスポイント事業は8,000万円の予算だったが増額した理由はに対し、答弁では2月5日の時点で予算を超えたが途中での停止ができず、事業継続支援金

の執行残から9,430万円を流用した。質疑、流用できる財源があったから良かったが、支出に際限が無い契約は問題があるのではないかに対し、答弁では、委託業者とも調査を行っての契約だったが計算が甘かった。今後契約する場合はあれば、自治体の意見も取り入れられるような改善を求めている。土木管理課では、質疑、都市計画施設災害復旧費の繰越明許費は年度内に発注できたのかに対し、答弁では、発注できた、完成していないので繰り越しとした。質疑、前払い費用などの発生はしないのかに対し、答弁では、請負業者と協議して完成後の支払いとしている。都市計画課では、質疑、都市再生整備事後評価業務の資料は閲覧できるのかに対し、ホームページ上に議案と議事録を掲載している。質疑、都市計画道路西高田線の完成年度はに対し、令和8年度を完成年度としている。質疑、令和8年度までに完成できるのかに対し、現在は計画どおり進んでいる。質疑、進捗状況はに対し、事業ベースで76%、道路の整備は48%となっている。教育委員会教育総務課、学校教育課では、ふるさと応援寄附金で町長おまかせコースの寄付金を改修事業費に充てているが教育委員会で要望したのかに対し、財政課で調整して事業に充てている。質疑、弁償金の具体的な内容はに対し、町内小学校の事件に対し町が支払った損害賠償金の求償権を求め、本人と合意し債務を負担するようになった。賠償金はいくらかに対し、損害賠償金1,300万円のうち500万円が保険で支払われたので800万円となっている。質疑、小学校管理費と学校給食費で予備費が使われているが何に使われているのかに対し、小学校管理費では台風10号で倒木があり災害対応のために充用。学校給食費ではコロナ対策で衛生管理に必要なため充用した。生涯学習課では、質疑、電子図書の利用はに対し、答弁では登録者数857人、貸し出し冊数2,612点、1日平均20点の貸し出し実績。質疑、長与三彩窯跡用地の発掘計画はに対し、令和3年度10月から11月に居宅以外の宅地の発掘を行い、居宅部分は解体後行う予定。農業委員会では、農地利用状況調査員の34名の内訳はに対し、農業委員12名、農地利用最適化推進員8名、地域の農業者14名。質疑、農業委員のなり手不足など問題はないのかに対し、令和2年度の改選時には定数不足なく決定している。地域で協議をしてもらい現状は定数をクリアしている。質疑、選考には地域の定数が決まっているのかに対し、定数は決まってないが農地面積が大きい地域から複数選考されている。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。以上報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから産業文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○12番（河野龍二議員）

委員会報告では全会一致で認定すべきものと決したというふうに報告いたしました。委員長である私は委員会での採決権に加われないので、この場で反対討論をしたいと思えます。令和2年度はコロナ感染防止対策で200億円近い費用が支出されております。コロナ禍の下で生活支援や営業支援などの対策が迅速に取られ、そこは評価したいというふうに思えます。一方で、税や、また町の財源の公平な支出の観点から決算状況を見ますと承認できない内容もあり、反対討論を行います。初めに長与町工場等設置条例に基づく奨励金の支出はイオンタウンへの奨励金ですが、本条例の内容は第2条第1号に、「工場等、製造業、卸売業・小売業、教育・学習支援事業、医療、福祉又は町長が特に認める事業」とあります。イオンタウンの経営形態は、イオンタウンが設置した店舗に他の企業が賃貸契約を結び営業する形態で、明らかに不動産業の部類だと思えます。条例に該当するのは小売業の1店舗だけですが、奨励金は全体に対する費用で、明らかに条例を拡大解釈しているというふうな点からも承認できないと思えます。次にキャッシュレスポイント事業ですが、当初の予算8,000万円が決算では1億7,000万円を超える金額となっております。状況は委員長報告の内容のとおりですが、この事業の目的はコロナ禍の下で生活支援、営業支援ですが、事業の恩恵を受けるには携帯電話をスマートフォンに替える必要、PayPayの登録が必要など、誰もが簡単にできる内容ではありませんでした。また事業所も対応する契約が必要など、全ての町民、町内業者が恩恵を受けられた事業ではありません。また、追加費用は事業継続支援金の執行残を活用したとのことですが、総額1億7,000万円もの費用を掛けるなら、誰もが、どの事業所も簡単に利用できる商品券を、プレミアム分を下げても対応ができなかったのか考えます。そういった意味ではこの点でも承認できない理由であります。次に土地区画整理事業では、この間指摘してきましたが、一括施工による事業となってきました。令和2年度執行率は事業費ベースで87.9%、道路築造で57.4%、宅地造成で59.6%ですが、工事が進んでいるから承認できるという内容ではありません。今後の町の財政状況に大きな影響を与えることも指摘し反対といたします。さらに都市計画道路西高田線も北陽台団地を含めた事業のため、事業認可から相当な年数が過ぎても進捗率が進んでおりません。町道西高田線の拡幅工事だけであれば、これほどの費用や時間が掛かる事業ではなかったと思えます。以上のことを指摘し、反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は、議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。本町の令和2年度決算額は歳入191億8,490万円、歳出181億2,493万円となり、ともに過去最高でした昨年度をさらに上回る過去最高額となっておりますが、例年よりも増額となった分は全額国費による特別定額給付

金事業の約41億円や、その他新型コロナ対応地方創生臨時交付金を中心とした国県からの交付金、補助金を活用しての新型コロナ関連の経済支援や感染症予防費であり、決算余剰金も約9億3,900万円となることから、財政運営は健全なものと判断いたします。前年度よりも人件費が約1億3,000万円増となっておりますが、非正規雇用者にも期末手当等を支給するなどで同一労働同一賃金を実現するために、昨年度より導入されました会計年度任用職員制度がその目的を一定達成していると言えると思いますし、その上で経常収支比率が令和元年度よりも改善されているということは、職員が効率的で実効性のある職務遂行をしているとともに、給与、手当等は不足なく支給されているものと考えます。委員会審査においては、新規事業、大型事業を中心に詳細に質疑を行いました。先に述べました新型コロナ対応臨時交付金を主な財源としての電子図書館整備、GIGAスクール構想による全ての児童生徒へのタブレット配布、キャッシュレスポイント還元事業など、デジタル変革がコロナ禍によって期せずして一気に進展した1年と言え、それ自体は大枠では歓迎できるものと考えます。しかしながら、あまりにも急激に社会が変容したためとは言え、事業の実施の方法や今後の対応については十分に議論、検討がなされておらず、今後の見直しと改善が必要と思われるものもありました。特にキャッシュレスポイント還元事業については、8,000万円という当初の予算の2倍を超える1億7,400万円の決算額となっており、その理由が事業期間半ばで当初の予算に達したにもかかわらず、事業者との契約上実施期間の途中で事業を中断することができなかつたものであるというのは、言わばどこまで事業費が膨れ上がるか分からないままに事業を継続せざるを得なかつたということであり、大半を流用やコロナ対応交付金等を活用したとは言え、公金の使途として非常に危ういものであったと言わざるを得ません。当該予算審査時にも反対意見のあつた大型事業でもあり、今後はこのような不確定要素のあるずさんな契約はあつてはならないものと考えます。また、全児童生徒へのタブレット配布については、配布が目的ではなく今後の活用こそが重要ですが、先日報道にありました東京都での学校配布のタブレットを使つたいじめによる児童の自殺のような事例が二度と繰り返されないために、インターネットやIT機器が持つ危険性を教職員が十分に把握し指導するとともに、物理的にそのような使用方法ができない万全な事前の対策を早急かつ徹底して行っていただきたいと思つております。審査を行つた様々な事業の一部にはこのように改善や対策を求めたい点はありませんが、昨年度は未曾有の感染症拡大による社会の混乱と急激な変革の一年であり、審査において使途の不明瞭なものや適法性に問題があると思われる部分や、不要な事業、正当な理由のない予算の未執行は無いものと判断いたします。

以上をもつて承認に賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第11、議案第55号令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、議案第58号令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○9番(金子恵議員)

それでは議案第55号から58号までの報告を行います。議案第55号令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。提案理由としまして歳入総額834万7,628円、歳出総額682万3,962円、差引額152万3,666円との説明がありました。主な質疑といたしまして、嬉里駐車場は半地下になっているが水没などの心配はないのかの質疑に対し、昭和57年の水害のとき周辺は水没したが、同施設はポンプを設置していることで水没しなかった。ポンプの点検も行っているとの答弁でした。また、本会計の総額は1,000万円にもならないことや特別会計であることから多少のコストも掛かる、一般会計に入れていくという検討はないのかの質疑に対し、供用開始から40年が経ち耐用年数も過ぎていることから、一般会計に入れることも考えていくとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第56号令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。提案理由といたしまして、歳入は収入済合計額41億1,043万271円、前年度比1.4%の増額、不納欠損額1,398万806円、収入未済額は1億3,405万7,380円。歳出におきましては支出済額合計40億173万3,514円。また歳入歳出差引額1億869万6,757円の全額を翌年度へ繰り越すことにしている。基金繰入に関しては、条例に従い繰り入れる場合はその後の補正予算で計上する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、新型コロナウイルスの影響で収納率が減少すると予測していたが実際は増えている、何か要因があるのかの質疑に対し、新型コロナウイルスの影響で収入が減った人に対しては減免制度が創設された。これにより、収入が減った人には課税額そのものを減免するという制度があるため、該当した人の収納率に対してはあまり影響が出ていない。課税額そのものが下がっていることで収納率の減少には影響していないとの答弁でした。次に質疑といたしまして、高額

療養費の増額の要因は何かに対し、高齢者の比率が増えていることが影響していると考えられるとの答弁でした。特定健診受診率が大幅に下がっている、他自治体と比べてどうか。また受診率を上げるための方策は考えているのかの質疑に対し、令和2年末から3年の当初にかけコロナウイルスの陽性者数が増えた。2月に行う予定だった集団検診を中止するなど追い込み時期にそういうことができなかった。どの自治体も下がっている状況である。本年度においてはその状況が改善されれば一昨年並みになるのではないかと考えている。状況を見極めながら対策を講じるが、現在様子を見ている状況であるとの答弁でした。次に特定健康診査等事業費の決算額が100万円ほど増加している理由は何かの質疑に対し、特定保健指導においては実施率が安定しないという状況であり、2年度においては安定した結果が出るよう、増員や勤務時間を長くするなど会計年度任用職員の体制強化を行ったことが増加の要因の一つと考えているとの答弁でした。次に質疑といたしまして、財政調整基金の今後の見通しはどうかに対し、平成30年度に国保財政が都道府県化され、そのときに激変緩和措置が取られた。保険料が安い所はその保険料を上げなくて済むように県から激変緩和措置の財源をもらっているため、30年度以降は余剰が出ているが、令和5年度でこの措置が終了する予定になっている。措置がなければ単年度収支はマイナスの状況である。そこを見越した上で、3億円積み上がっている状況から保険料を下げるとか。下げるならどの時点で下げるのか。それとも5年度まで維持し、それ以降上げずにその財源積立分を充てていくのか内部で協議をしているとの答弁でした。慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第57号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。提案理由といたしまして、歳入の主なものは収入済額5億4,709万6,871円、前年度比6.6%増額、収入未済額は49万4,500円。歳出は支出済額合計5億4,616万1,371円、前年度比6.6%増、以上の説明がありました。主な質疑として、徴収嘱託員を廃止した理由は何かに対し、平成28年度に徴収事務が一元化をされ収納推進課で徴収するようになったため、徴収嘱託員自体の必要性が無くなったことが理由であるとの答弁でした。次に被保険者が増加しているが今後の見込みはどうかの質疑に対し、今後も75歳以上の人口が増えていく見込みになっている。それに合わせ財政の負担等も被保険者数に比例して増加していくものと考えているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第58号令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。提案理由といたしまして、保険事業勘定の歳入では収入済額29億8,832万792円で、前年度比2.5%増。歳出では支出済額27億8,515万892円で、前年度比1.6%増。介護サービス事業勘定の歳入では収入済額2,565万5,369円で、前年度比20.4%減。歳出では支出済額2,520万1,113円で前年度比19.8%減、以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、新型コロナウイルスで訪問型の介護サービスに影響はなかったかに対し、初めの頃は通所を控える人

が多かったが、ケアマネジャーが訪問型のサービスに切り替えたり、ショートステイを入れるなどの対応を行った。現在は落ち着いているとの答弁でした。次に一般的な介護予防でサロンなどの集まりに影響はなかったかの質疑に対し、いろいろな介護予防事業が開催できない状況だったが、参加者に感染症予防や運動のリーフレット、脳トレの資料などを郵送することで、自宅での介護予防も行っていただくような取り組みを行ったとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第55号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第55号令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

#### ○11番（堤理志議員）

議案第56号令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。令和2年度の国保会計予算の討論で、国民健康保険は経済的に弱い立場の人が多く加入していること、住民の保険料負担は既に限界を超えていることなどを述べた経緯があります。この制度の矛盾の大本には、国保財政への国の支援が減らされ続けてきたことがあります。少なくとも自治体が一般会計から補填し保険税の負担軽減を図っている中、本県の自治体ではそのような対応をほとんど取って

いないため、改善が進まないという面も否めません。決算の質疑によると、承認された予算どおりに執行された結果ではありますが、予算審査で提起した問題が解消されていないことと、国保の負担は依然として大きく、国民また町民はこの負担の大きさに苦しんでいます。このことは滞納の状況からも見て取れます。世界に誇れる国民皆保険制度を形骸化させないこと、矛盾したこうした制度を早期に改善する必要があるということをし、決算認定に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は、議案第56号令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。令和2年当初から新型コロナウイルス感染が流行し、1年半にわたりマスクの着用、手指消毒、3密回避と対策を取ってまいりました。今年に入り、ワクチン接種が進み高齢者等の感染は一定落ち着いてきていますが、医療は逼迫し、多くの方が自宅療養となるなど課題も残されています。この間、医療の在り方や国民健康保険の大切さについて改めて考えさせられるところでもあります。市、町国保は平成30年度より長崎県が加わり財政面において安定化が図られており、単年度の急激な医療費の伸びは県全体でカバーしていますので、すぐに財政を圧迫することはないと考えます。令和2年度決算においては、国保税収入が8億4,266万4,366円、収納率85.12%で、収納率は毎年向上しており安定した収入が図られています。歳出においては、療養給付費が24億6,532万9,000円と昨年度より0.4%減少していますが、一人当たりの給付費は増額しており、高額医療費についても3億3,079万2,647円、昨年度より4.1%増加しています。コロナ禍の中での受診控えが多少影響しているのではないかと推定されます。特定健診受診率においても低下が見られますので、早期発見、早期治療の重要性の観点から特定健診受診率の向上に取り組んでいただきたいと考えます。令和2年度はコロナに翻弄された1年でしたが、特定保健指導でのテレビ電話の利用や新型コロナウイルス感染予防を意識した秋春のウォーキング大会の開催、健康ポイント事業の継続等も工夫を行い実施されており、新しいやり方も芽生え始めています。これからもさらなる事業展開に期待をして、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第56号令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番(堤理志議員)

議案第57号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、住民が75歳に到達したことをもって従来の医療制度から切り離し、高齢者が増えるほど、医療費が増えるほど負担を増やし続ける制度設計になっており、人道的にも、またこの制度そのものにも問題があるということを予算の討論でも指摘をしまいいりました。実際に2年ごとの見直しのたびに保険料の引き上げが続いております。日本医師会が編纂した「高齢者の身体と疾病の特徴」という資料を見ますと、老齢期の特徴として予備力が低下、つまり病気にかかりやすくなるということ。そして複数の病気や症状を持つこと、なおかつこうした疾患が治りにくいことが示されておりました。国民を年齢で区分けし、負担する世代、負担を掛ける世代と、心を分断するこうした制度の考え方は、世代間で支え合う精神に反する制度であり、今日の社会を築いてこられた方々に失礼な制度であると考えます。こうした制度の問題点を指摘し改善を求める立場から、本決算の認定に反対をいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番(竹中悟議員)

私は、議案第57号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。今回の決算につきましては、歳入総額5億4,709万6,871円に対し、支出総額は5億4,616万1,371円で、歳入歳出差引残高93万5,500円でした。収納率につきましては99.88%で前年度より0.01%減少していますが、おおむね良好な状態です。平均被保険者数は前年度より151名増加し5,235名で、給付額は52億6,769万2,000円、一人当たり100万6,245円で、県平均よりも2万4,656円高い状態にあります。経年的には減少傾向にありますが、これからの高齢者数の増加や医療の高度化等を考えますと、現在、長崎県後期高齢者医療広域連合から受託している後期高齢者医療健康診査や高齢者の保険事業と介護予防事業の一体化、健康ポイント事業への助成等の充実を図るとともに、広域連合との連携強化が必要と考え、このことを付して賛成討論といたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第57号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第58号令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

場内の時計で11時まで休憩いたします。

(休憩 10時49分～11時00分)

#### ○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15、議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、議案第61号令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの3件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

#### ○12番(河野龍二議員)

それでは議案第59号から議案第61号までの産業文教常任委員会の審査結果の報告をいたします。

まず、議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由、主な内容は、歳入では収入済額9億9,625万299円、翌年度繰越事業費となる収入未済額は8億978万9,000円。歳出では支出済額9億8,935万1,286円、実質収支に関する調書では実質収支額689万9,000円。令和2年度事業の実績は本工事10件、補償3件、測量試験19件、その他2件。年度末事業進捗状況は道路築造57.4%、宅地造成59.6%。以上の説明を受け、また現地調査を行い、審査を行いました。主な質疑では、質疑、3工区の宅地

戸数はどれくらいかに対し、答弁では約90戸が予定されている。質疑、道の尾公園の切り出しがこれからだと思うが工事の騒音などの影響はないのかに対し、安全を配慮しながら施工を進めていく。質疑、これまで14回ほど事業変更がされたが今後の変更はないのかに対し、現在内容を詰めているがあと1回はあると思う。質疑、進捗状況が微増だが令和6年度末には100%になるのかに対し、答弁では、今、基盤整備中心で進捗が少ないが、6年度末には100%近い形になると思う。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして議案第60号令和2年度長与町水道事業余剰金の処分及び決算認定について、提案理由、主な内容では、収益的収入及び支出の収入では予算額7億8,766万6,000円に対し、決算額8億2,634万9,599円となり、3,868万3,599円の増収は給水収益が主なもの。支出では7億6,028万3,000円に対し、6億5,853万8,875円となり、不用額1億174万4,125円は営業費用の執行残が主なもの。資本的収入及び支出の収入では予算額1億5,345万円に対し、決算額1億5,295万5,000円となり、49万5,000円の減収は負担金の減。支出では3億6,755万3,000円に対し、2億6,291万5,621円となり、不用額1億463万7,379円は建設改良費の執行残が主なもの。当年度末未処分利益剰余金1億4,875万7,800円は、全額減債積立金に積み立てる、以上のような説明を受け審査を行いました。質疑、資本的収入の支出での執行残の理由は何かに対し、答弁では、高田踏切拡幅工事で埋設工事を予定していたが、JRとの協議が整わず事業の中止や継続協議などで工事が行えず執行残となった。質疑、営業利益が前年度決算より大きく増えた理由は何かに対し、令和元年度営業利益は極端に少なかった。また、令和2年度はコロナの影響で家に居る時間が多くなり水使用量が増えたものと思う。質疑、平木場地区の改良工事5件は一括発注できなかったのかに対し、一括発注もできないわけではないが、基本的には土木や電気、管敷設などの専門業者と契約し、早期完成を目指している。質疑、当年度損益勘定留保資金の残額は幾らかに対し、6,827万7,449円となっている。質疑、余剰金処分で減債基金への積み立てはなぜかに対し、償還期限が近い起債があるので、減債積立金へ積み立てる。

慎重に審査した結果、剰余金の処分について全会一致で可決すべきものと決し、決算については全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして議案第61号令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について。提案理由、主な内容では、収益的収入及び支出の収入では予算額9億8,988万円に対し、決算額10億5,114万8,669円となり、6,126万8,669円の増収は下水道使用料が主なもの。支出では9億5,632万9,000円に対し、9億4,371万2,800円となり、営業費用と営業外費用の不用額が主なもの。資本的収入及び支出の収入では予算額4億4,257万9,000円に対し、決算額2億6,887万7,145円となり、1億7,370万1,855円の減収は建設改良費の繰り越しに

よる国庫補助金の減額が主なもの。支出では6億8,098万円4,000円に対し、4億6,795万8,623円となり、不用額380万5,377円は建設改良費の執行残が主なもの。当年度末未処分利益剰余金9,330万8,192円は、全額減債積立金に積み立てる。以上の説明を受け質疑を行いました。主な質疑では、建設改良費の執行残は入札によるものなのかに対し、答弁では、入札減による執行残となっている。質疑、下水道事業の経営状況はどうかの質疑に対し、下水道会計は減価償却が多く、減価償却は現金の支出がない経費なので営業利益では損失だが、経常収支も含め最終的には利益となっているので問題はない。人口減少に伴い将来的には使用料も減ってはくと思う。質疑、その他特別利益の590万9,660円の内容はに対し、退職手当負担金に係る市町村総合事務組合から長崎市脱退に伴う精算金の受け入れによるもの。質疑、過年度分損益勘定留保資金の残額は幾らかに対し、13億9,752万9,870円となっている。質疑、当年度勘定留保資金はどれくらいに対し、2億6,436万3,969円となっている。慎重に審査した結果、剰余金の処分については全会一致で可決すべきものと決し、決算については全会一致で認定すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第59号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第61号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先程の委員長報告では全会一致と報告をいたしました。委員長である私は委員会での採決に加われないので、この場で採決に加わり反対討論を行います。一般会計の決算でも反対し指摘しましたが、本事業は進んでいるからといって承認できるものではないと考えます。事業認可、昭和58年から本事業は38年の年数が経過しても89%の事業費ベースであります。道路築造、また宅地造成は先程説明したとおりであります。総事業費も約278億円と膨大な費用がつき込まれています。一括施工へと移行しましたが、果たしてその判断が正しかったのかも疑問となります。当然町はどんな財政状況になっても、この一括施工に掛かる費用を毎年負担しなければなりません。行政はその時々々の経済状況に応じ、住民環境においても緊急に財政支出をしなければならない出来事が多々あると思います。住民の福祉の向上を目的とする行政は、様々な施策を検討し、

取り組む責任があります。今議会でも多数の一般質問が出されました。様々な要望が出されました。全て住民の方が望む町への期待だと思いますが、予算の都合や財政がこのような事業への負担が優先され、住民が望む制度に切れぬ現状が今後も作り出されていく、またこの事業がこうした要因になっているのではないかと考えます。この事業に掛かった費用が住民生活向上に、また生活環境整備に使われるならば、町が望む幸福度日本一と思える、そうした町に近づいていたのではないかと思います。今後も町の財政を圧迫するこの事業には承認できないことから、反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は、議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。本事業は昭和58年と先程言われたんですが、59年だと私は思います。59年に都市計画を決定し、既に14回の事業変更があっており、また、総事業費は約316億円と膨れ上がり、事業開始してから35年が経過をしています。令和2年度進捗率では道路築造が57.4%、宅地造成が59.6%とまだ40%以上が完成に至っていません。また、長年にわたり仮住まいをされていらっしゃる地権者及び関係各位の御苦勞はいかばかりかと拝察をする次第であります。本事業は令和元年、町長の英断により民活を取り入れた一括施工の手法により、令和6年に向けて予定どおり進捗をしています。当町での財源の基本となる債務負担行為は既に可決されていますが、予定どおり完成を目指すため、国からの補助金が重要な課題となります。令和2年度においては計画を上回る国費を確保できたことは評価をしていますが、今後のコロナ禍において国が令和3年度以降に社会資本整備への予算をどれだけ投資できるのか、大変危惧するところでもあります。予定されている補助金確保のため一層の力を注いでいただき、計画年度どおり完成させることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第60号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第60号令和2年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案のうち剰余金の処分については可決されました。

次に議案第60号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第60号令和2年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決します。

決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案のうち、決算認定については認定されました。

これから議案第61号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第61号令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案のうち、剰余金の処分については可決されました。

次に議案第61号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第61号令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決

算認定についてのうち、決算認定について採決します。

決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案のうち、決算認定については認定されました。

日程第18、議案第62号町道路線の認定についてを議題とします。

ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

#### ○12番(河野龍二議員)

それでは議案第62号町道路線の認定について、委員会の審査結果を報告いたします。提案理由、主な内容は、路線番号969、路線名中通線、民間開発行為による宅地造成に伴う公衆用道路の帰属による町道認定。延長88.7メートル、幅員6メートルから14.2メートル、回転場の幅員は10メートル、以上の説明があり現地調査を行い、審査を行いました。質疑としては、開発後にどのような経緯で町道になるのかに対し、開発前に事前協議があり、道路の設計などを協議して設計どおりに工事が行われれば、町に帰属し、町道となる。町道への帰属が協議の中で成立しないと開発行為ができないのかに対し、開発できないことはないが、開発側にとっても建築確認などの認定が困難になるなど問題が生じるので、町道に帰属する方向で協議している。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論ありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第62号町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第65号令和3年度長与町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。ただいま議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長(吉田慎一君)

それでは、議案第65号令和3年度長与町一般会計補正予算(第7号)につきまして

提案理由を申し上げます。昨日9月21日、長崎県におきまして新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算が追加上程されたことを受け、本町におきましても迅速に対応する必要があると判断したため、本議案を上程し、御審議をお願いするものでございます。主な内容としましては、県独自の緊急事態宣言等の発令により、事業収入が一定以上減少した中小事業者に対し、事業継続のための支援金を支給するものでございます。

それでは予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,730万円を追加し、補正後の総額を146億6,646万円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。まず歳入の14款国庫支出金は、事業者支援分として限度額が示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたしております。15款県支出金では長崎県事業継続支援給付事業補助金を計上。18款繰入金では、国庫支出金の増額に伴う財源の組み替えにより財政調整基金への繰り戻しを行っております。続いて3ページの歳出を御説明申し上げます。歳出の7款商工費に長与町事業継続支援金に係る経費を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月6日に県下全域へ発令された特別警戒警報及び緊急事態宣言に伴い、県下における不要不急の外出、移動の自粛要請により直接の影響を受けた事業者や、県の営業時間短縮要請等に協力をした県内飲食店及び遊興施設と直接または間接の取り引きがある事業者の支援を目的としたものでございます。概要といたしましては、飲食店等営業時間短縮要請協力金などの対象とならない事業者で、8月または9月の事業収入等が前年同月もしくは前々年同月と比較して、20%以上50%未満減少した事業者に対して、一事業者につき月額10万円を上限とする支援金を支給するものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照の上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

少し内容をお伺いしたいと思います。歳出で委託料が計上されております。これまでも事業支援の部分で商工会などに委託をされてたと思うんですけども、今回も同じように委託されるのか。委託しなかった支援金等もあると思うんで、今回は委託をされるというふうな予定なのか、そこを確認したいのと、あと、本補正予算が可決後、この事業がいつから受け付けが開始できるものなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今回、委託を考えております。あと、可決後の受け付けにつきましては10月8日金

曜日からの受け付け開始を予定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

対象の事業者についてもう一度確認したいんですが、先日からの時短営業要請を受けて時間を短縮していた飲食店、遊興施設は県から1日2万5,000円協力金があって、それを受け取っている所は入らないという御説明だったと思いますが、そうしますと、先程おっしゃった警戒警報や緊急事態宣言の影響を直接受けたというのはどういう事業者になるのか。例えば飲食店であっても、先日の協力金の対象にならなかった元々の営業時間が8時までの店であるとか、その辺りは対象となるのか。また、いわゆる小売店のような所でも売上げが下がっていれば直接の影響を受けたということで申請ができるのか。もう1点、この18節の金額からいくと、10万円であれば260件になると思うんですが、この件数の算出の根拠をお願いします。あと周知方法もお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず1点目、直接影響があるということにつきましては、対面顧客向けの事業を営んでいる所につきましては対象になります。議員がおっしゃいましたとおり、営業時間の短縮に該当しない元々8時より前に営業時間が終わってしまう飲食店等も対象となることになっております。2点目、18節の根拠でございますが、一か月当たり10万円が上限でございます。今回は8月、9月で一店舗最大20万円になりますので130件を想定しております。これにつきましては第3弾の事業継続支援金の数字から推定をさせていただいております。それから周知方法につきましてはですが、今回、予算で役員費、通信運搬費を計上させていただいております。こちらの予算を使いまして、第3弾、今、受け付けを行っております第4弾、こちらで申請をいただいた事業者につきましては、全てに申請書、案内文書を送らせていただくようにしております。また、ホームページ、広報等での周知も考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第65号令和3年度長与町一般会計補正予算（第7号）を採決します。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

岩永議会運営委員長。

#### ○委員（岩永政則委員）

発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威に加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが必要であります。よって、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し、地方税財源の確保、充実を求める意見書を提出するものであります。なお意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので朗読を省略させていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

ただいま議題となっております発委第3号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略します。

お諮りします。本案については、質疑、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって発委第3号は、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから日程第20、発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については議長に一任を願います。

日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第22、委員会の閉会中の継続審査、継続調査申し出を議題とします。

総務厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査、継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査とすることに決定しました。

日程第23、会議録署名議員の追加指名を行います。本定例会初日に指名いたしました会議録署名議員について、安部議員が会期を通して欠席となりましたので、7番内村博法議員を追加して指名します。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。去る9月7日に開会をしていただきました令和3年第3回長与町議会定例会も本日閉会となりました。本定例会では、令和2年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ、提案いたしました各議案につきまして、本当に長い期間、慎重に御審議を賜り御決定をいただきました。心からお礼と感謝を申し上げます。また11名の議員の皆様方から一般質問をいただき、町政の発展の立場から御指摘等を賜りました。重ねて感謝申し上げます。皆

様からの御指摘、御指導、御提案につきましては、真摯に取り組んでまいります。さて、新型コロナウイルスによる感染者数は、町民の皆様の御協力もあり減少傾向で推移をしており、本町におきますコロナワクチン接種も順調に進んでいる状況でございます。引き続き、感染症対策に万全を期するとともに、各種支援に取り組んでまいりたいと思っております。議員各位におかれましても、御高配を賜りますよう心からお願いを申し上げます。季節の変わり目でございます。議員の皆様方にはくれぐれも御自愛いただきますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（山口憲一郎議員）**

これにて会議を閉じます。

令和3年第3回長与町議会定例会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

（閉会 11時40分）